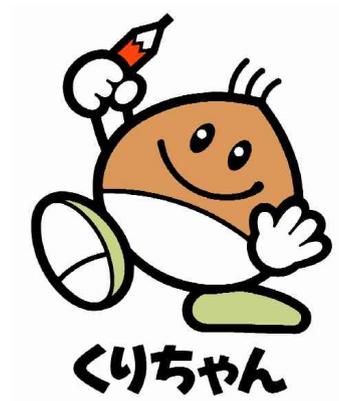


栗東市子ども読書活動推進計画



平成20年3月

栗東市

目次

第1章 はじめに

- 1 子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 子どもの読書活動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 栗東市子ども読書活動推進計画策定の経緯・・・・・・・・・・ 2

第2章 栗東市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 6
- 2 幼稚園・保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進・・・・・・ 6
- 3 小学校・中学校における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 8
- 4 地域における子どもの読書活動の推進
 - (1) 地域子育て支援センターにおける子どもの読書活動の推進・・・・ 10
 - (2) 児童館における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3) ひだまりの家における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 12
 - (4) 公民館等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) 文庫・ボランティア団体における子どもの読書活動の推進・・・・ 13
- 5 市立図書館における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 14
- 6 連携による子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・ 16
- 7 予算上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 8 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4章 子どもの読書活動推進のための指標・・・・・・・・・・・・ 18

資料

- I 滋賀県子ども読書活動推進計画
- II 栗東市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

本の世界を楽しむことは、大人にとっても子どもにとっても人生を豊かにしてくれる活動のひとつです。知識を得るおもしろさはかけがえのないものであり、物語は心の糧となり、困難を乗り越える力を与え、人格の形成に大きな影響を及ぼします。

特に子どもにとって、読書は、知的・精神的・情緒的な発達に欠くことのできない役割を果たします。読書によって、子どもは想像力を養い、言葉を学び、言葉の大切さに気づき、思考力や表現力を高め、総合的な判断力を身につけるとともに、豊かな感性と創造力を育むことができます。

読書の習慣は、幼いころから本を読んでもらう楽しみを経て、感動する本に出会い、自分で読むことの喜びを知り、それぞれの興味や能力に応じて、自由に読書することによって形成されます。そうして、自分の意思で本を選び、読むことが、自立への一歩となります。

したがって、社会全体で子どもたちを本の世界へ誘い、本の楽しみを知るきっかけを与えることが、子どもの読書活動を推進するうえで極めて重要です。子どもたちが、毎日の生活の中で、いつでも本に親しみ、本に出会える環境を整えるとともに、必要に応じて適切なアドバイスを与えることは、大人の果たすべき役割であるともいえます。

2 子どもの読書活動の現状

近年のテレビやビデオ、インターネットなど情報機器類の目覚ましい進展や子どもの生活環境の変化は、子どもの読書に大きな影響を与えているといわれています。本を読むことが少なくなることによって、子どもの言葉が貧しくなり、イメージする力や自分を表現する力が弱くなってきているおそれがあります。

滋賀県教育委員会が実施した『子どもの読書活動に関する調査』によりますと、1ヶ月間に1冊も本（※1）を読まなかった児童・生徒の割合が、栗東市では滋賀県平均より多いという結果が出ています。

また、栗東市教育委員会が実施した調査の結果でも、家庭で読書をしていない児童・生徒の割合が多くみられます。

※1 教科書・学習参考書・マンガ・雑誌やふろくは、含まれていません。

特に、高学年になるほど本を読まない子どもの割合が高くなっていますが、これは、スポーツやクラブ、習い事や塾など、他の活動にあてる時間が増え、忙しくなることも原因であると考えられます。読書にあてられる時間が少なくなってしまうまでに本を読む楽しさを知ることが、重要であるといえます。

3 栗東市子ども読書活動推進計画策定の経緯

こうした状況の中で、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、子どもの読書活動が積極的に推進されることになりました。また、同法第8条に基づいて、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

さらに、平成17年2月には、同法第9条第1項の規定により「滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策が、総合的かつ計画的に推進されることになりました。

栗東市においても、同法第9条第2項の規定に基づいて、県の「滋賀県子ども読書活動推進計画」を基本とするとともに、当市における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ「栗東市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

第2章 栗東市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画で、「滋賀県子ども読書活動推進計画」を基本とし、栗東市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組などを示したものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

【子どもの発達段階に応じた読書活動推進のための、栗東市としての取組一覧表】

	乳幼児期		小学生期		中学生・高校生期	
	取組内容	主管	取組内容	主管	取組内容	主管
家庭における子どもの読書活動推進のための取組	絵本ガイドブックを配布する。	健康増進課	学校だよりなどで、家庭における読書習慣の形成を促す。	学校教育課、小学校	学校だよりなどで、家庭における読書習慣の形成を促す。	学校教育課、中学校
	乳幼児健診の場を活用し、読み聞かせの必要性を保護者に啓発する。		学校図書館の蔵書を貸し出す。		学校図書館の蔵書を貸し出す。	
	リーフレットやお便り、懇談会などで、絵本を紹介する。	幼児課、幼稚園、保育園	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。	幼児課、児童館	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。	幼児課、児童館
	保育参観や子育て講座の際に、家庭での読書の重要性を伝える。		おすすめ図書コーナーを設ける。		おすすめ図書コーナーを設ける。	
	子どもの発達に合った絵本の選び方を保護者に啓発する。	幼児課、児童館	図書コーナーの蔵書を貸し出す。	ひだまりの家	図書コーナーの蔵書を貸し出す。	ひだまりの家
	来所した保護者に絵本を紹介する。		”ひだまりの家だより”に新刊案内を掲載する。		”ひだまりの家だより”に新刊案内を掲載する。	
	来所した保護者に絵本を楽しむことが大切であることを啓発する。	幼児課、地域子育て支援センター	児童書の紹介冊子を配布する。	公民館等	市立図書館の蔵書を貸し出す。	市立図書館
	広報誌に絵本を紹介する。		市立図書館の蔵書を貸し出す。		テーマ別の本の展示やブックリストの作成を行う。	
	広報誌に読み聞かせの必要性を啓発する記事を載せる。	幼児課、児童館	テーマ別の本の展示やブックリストの作成を行う。	市立図書館	レファレンスや読書相談を行う。	
	子どもの発達に合った絵本の選び方を保護者に啓発する。		レファレンスや読書相談を行う。		ホームページに案内ページを設ける。	
	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。	幼児課、児童館	ホームページに子ども向け案内ページを設ける。	市立図書館	インターネット上の、蔵書等の情報提供システムを維持する。	
	おすすめ図書コーナーを設ける。		インターネット上の、蔵書やおはなし会等の情報提供システムを維持する。			
	図書コーナーの蔵書を貸し出す。	ひだまりの家				
	”ひだまりの家だより”に新刊案内を掲載する。					
	家庭教育支援事業において、読み聞かせや読書の重要性を啓発する。	公民館等				
	市立図書館の蔵書を貸し出す。	市立図書館				
	テーマ別の本の展示やブックリストの作成を行う。					
レファレンスや読書相談を行う。						
ホームページに子ども向け案内ページを設ける。						
インターネット上の、蔵書やおはなし会等の情報提供システムを維持する。						

学校等における子どもの読書活動推進のための取組	絵本や紙芝居の読み聞かせを行う。	幼児課、幼稚園、保育園	調べ学習、読み聞かせ、ブックトーク、読書感想文コンクールを行う。	学校教育課、小学校	調べ学習、ブックトーク、読書感想文コンクールを行う。	学校教育課、中学校
	1日1話活動などを保育計画に位置付ける。		「全校一斉の読書」の活動を行う。		「全校一斉の読書」の活動を行う。	
	蔵書（絵本）を充実させる。		子どもが読んでおもしろかった本を紹介する場を設ける。		子どもが読んでおもしろかった本を紹介する場を設ける。	
	移動図書館『みどり号』を利用する。		各校での取組事例の紹介や交流を行う。		各校での取組事例の紹介や交流を行う。	
	保育士・教諭の指導力と意識の向上を図る。		学校図書館の蔵書を整備する。		学校図書館の蔵書を整備する。	
			学校図書館の蔵書管理システムの導入に努める。		学校図書館の蔵書管理システムの導入に努める。	
			「本の顔の見える」レイアウトやあらすじの紹介を行う。		「本の顔の見える」レイアウトやあらすじの紹介を行う。	
			学級文庫の設置を進める。		学級文庫の設置を進める。	
			各教科の年間指導計画に学校図書館の活用を位置づける。		各教科の年間指導計画に学校図書館の活用を位置づける。	
			司書教諭に対する協力体制の確立や校務分掌上の配慮を行う。		司書教諭に対する協力体制の確立や校務分掌上の配慮を行う。	
	滋賀県に対し、司書教諭の配置を要望する。	滋賀県に対し、司書教諭の配置を要望する。				
	読み聞かせやおはなし会、学校図書館運営のためのボランティアを募集する。	学校図書館運営のためのボランティアを募集する。				
	学校図書館への助言を行う。	市立図書館	学校図書館への助言を行う。	市立図書館		
地域における子どもの読書活動推進のための取組	絵本コーナーを充実させる。	健康増進課	読み聞かせを行う。	幼児課、地域子育て支援センター	図書室・図書コーナーを充実させる。	幼児課、児童館
	読み聞かせを行う。	幼児課、地域子育て支援センター	図書室・図書コーナーを充実させる。	幼児課、児童館	図書コーナーを充実させる。	ひだまりの家
	図書室・図書コーナーを充実させる。	幼児課、児童館	読み聞かせを行う。		蔵書を充実させる。	
	読み聞かせを行う。		おはなし会を開催する。	利用しやすい環境を整備する。		
	おはなし会を開催する。	図書コーナーを充実させる。	司書の専門性の向上を図る。			
	図書コーナーを充実させる。	小学生を中心とした事業において、読書活動を実施する。	障害のある子どもや外国人に対するサービスを充実させる。	市立図書館		
	生涯学習活動団体や「子どもゆめ基金」の制度の周知を図る。	生涯学習活動団体や「子どもゆめ基金」の制度の周知を図る。	文庫活動を支援する。			
	おはなし会を開催する。	市立図書館	おはなし会を開催する。	市立図書館	図書館内に利用者用検索端末を設ける。	
	蔵書を充実させる。		子ども一日図書館員などの事業を実施する。		移動図書館の効果的な運行を行う。	
	利用しやすい環境を整備する。		蔵書を充実させる。			
	司書の専門性の向上を図る。		利用しやすい環境を整備する。			
	障害のある子どもや外国人児童生徒に対するサービスを充実させる。		司書の専門性の向上を図る。			
	文庫活動や読み聞かせボランティアを支援する。		障害のある子どもや外国人児童生徒に対するサービスを充実させる。			
	図書館内に利用者用検索端末を設ける。		文庫活動や読み聞かせボランティアを支援する。			
	移動図書館の効果的な運行を行う。		図書館内に利用者用検索端末を設ける。			
	移動図書館の効果的な運行を行う。					

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

家庭の中で、子どもの成長に合わせて読み聞かせをしたり、一緒に絵本を読んだりすることは、子どもの言葉の発達や心の発達につながり、また親子のふれあいの場にもなります。

幼児期よりも早く、乳児期から絵本にふれることの重要性を保護者に認識してもらうことが課題です。

栗東市では、乳幼児健診時に絵本コーナーを設け、待ち時間などに自由に絵本を手にとって、親子が絵本に親しめる環境の充実に努めています。また、10ヶ月児健診では、絵本ガイドブック“えほんいっぱい たのしさいっぱい”の配布を行い、保護者に絵本の読み聞かせの大切さを伝えたり、絵本選びの参考にしてもらったりする等の育児支援を行っています。

【取組】

- ・乳児期からの絵本との出会いを大切にもらえるように、乳幼児健診の場を活用し、乳児期からの絵本の読み聞かせの必要性を保護者に伝えます。
- ・絵本ガイドブックの配布にあたっては、「絵本は“心の栄養”です」といった、保護者の心に残る言葉で、絵本の持つ情緒を育てる力について啓発します。
- ・家庭の中で保護者自身も本に親しみながら子どもの読書習慣を形成できるように、図書館や児童館等と連携しながら、取組の工夫を行っていきます。

2 幼稚園・保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

就学前に育てておきたいことのひとつに豊かな感性の育成があげられます。その感性を育むためには、多くの絵本やお話に出会える環境を整えることが大切です。

絵本の読み聞かせを通して、子どもは、絵本の楽しさやおもしろさを知り、想像力や創造力を高め、いろいろな文化や様々な人の考え方など、多くのことを学んで育っていきます。さらに、友だちとイメージを共有し、活動を発

展させていきます。また、美しい言葉や文字に関心を持ちながら、自分を絵本の主人公に重ね、主人公の生き方・体験・感情をなぞることによって世界が広がっていきます。

しかし、最近は視覚メディア等の影響からか、強い刺激のあるものを好む傾向にあります。一方、保護者の絵本に対する意識には、個人差があるため、絵本の選定や読み聞かせについて、どのように支援するかが課題です。保護者に対して、絵本のすばらしさを知らせ、就学前の読書活動への理解と関心の促進を図るための啓発活動を行うことが必要です。

幼稚園・保育園・幼稚園では、子どもたちが日常的に絵本や紙芝居に親しむことができるよう、絵本や紙芝居の読み聞かせ、月刊絵本の活用、図書貸出、移動図書館『みどり号』の利用などを行っています。保護者の園児への読み聞かせ活動体験が、ボランティア活動に広がり、小学校での読み聞かせ活動につながっている園もあります。また、小学生が園に来て読み聞かせを行っているところもあります。

【取組】

ア 幼稚園・保育園・幼稚園の読書環境の整備・充実

- ・子どもたちが日常的にじっくりとお話にふれることができるように、1日1話活動など、保育計画に位置付け、計画的に読書活動を進めていきます。
- ・絵本コーナーや蔵書を充実させるとともに、静かに落ち着いた雰囲気づくりを心がけ、お話を楽しめる環境の整備を行います。
- ・スペース上の制約はありますが、絵本を身近に感じられるように、できる限り子どもたちの手の届く範囲に置くようにします。
- ・関係機関と連携を密にし、就学前の子どもたちが絵本の楽しさ・豊かさを知る機会を提供します。
- ・未就園児親子対象事業の実施時にも、絵本やお話を題材にしたふれあい活動を実施していきます。

イ 人材の充実

- ・職員の読み聞かせの技術や年齢・発達に応じた絵本を選ぶ知識が得られるよう、研修や講演会に積極的に参加します。
- ・お話サークルグループや図書館司書等と連携し、児童書の内容・出版傾向や子ども文化の変遷などの研究や仲間づくりをしながら、保育士・教諭の指導力と意識の向上を図っていきます。

ウ 家庭や地域への読書活動啓発

- ・ 幼稚園、保育園、幼稚園では、保育参観や子育て講座等を通じて、優しく語りかけながら読む様子を実際に見てもらい、家庭での読書を通じた親子のふれあいの大切さを伝えていきます。
- ・ 読書に関するリーフレットやお便り（園だより、クラスだより等）、懇談会などで、乳幼児向けの絵本の紹介をしていきます。また、就学前における絵本との出会いの大切さや子どもの発達に合った絵本の選び方などを保護者に啓発します。
- ・ 保育参観などの機会を捉え、保護者に対し、読み聞かせの活動が実施されている場所があることを案内します。

3 小学校・中学校における子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

学校では、従来から国語科などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

各学校において、児童生徒は、各教科・特別活動・総合的な学習の時間を通じて、調べ学習、読み聞かせ、ブックトーク、読書感想文コンクールなど、多様な場面で、多様な読書体験を重ねています。全校的な取組としての「全校一斉の読書」の活動は、9小学校全部が始業前に行っています。中学校については一斉の読書活動は行われていませんが、本の紹介をしたり、読書感想文コンクールを行ったりしています。

学校図書館（室）は、各教科の調べ学習や休み時間の自由読書などで利用されています。また、様々な心の悩みを抱えた子どもが、居場所を見つけ、癒される場としての積極的な役割を果たすことも求められます。

学校図書館（室）の運営にあたっては、各校に配置された司書教諭が中心となり、学校図書館（室）の機能の充実を図っています。ただ、多くが学級担任との兼務であり、十分な役割を果たすことは難しいのが課題となっています。現状としては、児童生徒による図書委員会や市民ボランティアの協力で支えられている状況です。

学校図書館図書標準による蔵書数の達成率は、小学校では平成17年度末で約64%、平成18年度末で61.6%、中学校では平成17年度末で約66%、平成18年度末で66.8%となっています。平成14年度から18年度においては、学校図書館図書整備5か年計画により図書の整備・充実に

努めました。

【取組】

ア 読書指導の充実

- ・本に目を向けようとしないうちの子どもも、本を読む楽しさを知り、自分の内面を見つめ育てる機会となる、朝の読書活動をはじめとした「全校一斉の読書」や読み聞かせ等の取組をさらに進めます。
- ・クラスの中で、子どもたちが自分が読んでおもしろかった本を紹介する場を設けるなど、読書の楽しさが感じられる機会をつくっていきます。
- ・各小・中学校での「子ども読書の日」や「読書感想文コンクール」の取組事例を紹介したり、交流したりすることにより、各校において多様な読書活動を展開します。
- ・児童生徒による図書委員会の活性化のため、主体的な取組や活動についての情報交換や交流を進めます。

イ 学校図書館（室）の整備・充実

- ・各教科や「総合的な学習の時間」等の調べ学習において、学校図書館（室）が学習情報センターとしての機能を果たすため、図書資料等を整備していきます。
- ・役立たなくなった本は除籍するとともに、子どもにとって魅力のある本を選定し、購入します。
- ・子どもが本を手にとってみたくなるような、「本の顔の見える」レイアウトやあらすじの紹介に取り組みます。
- ・学級文庫の設置を進める等、常に本を手にとることができるような読書環境づくりを進めます。
- ・多くの本がある場所に入ることが、子どもが自分で本を選ぶ力を身につけるための要件のひとつであり、「学校図書充実事業」終了後においても、児童生徒の学習のために必要な図書資料や蔵書の充実を図ります。
- ・本の購入にあたっては、子どもの発達に応じた、読み聞かせやブックトークに適した本の選定にも配慮します。
- ・コンピュータによる総合的な蔵書管理システムの導入に努めます。

ウ 学校体制の充実

- ・各教科の年間指導計画に学校図書館（室）の活用や読書活動の推進を位置づけます。
- ・授業においては、国語科を中心に、学校図書館（室）を利用して読書意

- 欲を高めるとともに、知識・理解を深めるための指導の工夫を行います。
- ・各校に配置している司書教諭が読書活動の推進に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制を確立します。また、学校図書館に関する業務遂行のため、校務分掌等における配慮を行います。
 - ・司書教諭の配置にかかる県への要望を含め、学校図書館（室）の運営にあたる人員の配置を検討します。

エ 家庭・地域との連携

- ・市立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演等、学校図書館（室）と公立図書館が連携し、多様な読書活動が展開されるよう促します。
- ・学校だより等を活用して学校での読書活動の様子を知らせ、家庭における読書習慣の形成を促進します。
- ・保護者と子どもが、いっしょに読書をしたり、同じ本を読んで互いに感想を述べたりといった、家庭での取組の大切さを啓発します。
- ・朝の読書活動時の読み聞かせボランティアや地域の人材の協力によるおはなし会等を促進します。

4 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域子育て支援センターにおける子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

栗東市では、子育て家庭の相談、指導及びサークル支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、地域全体で子育て支援並びにその基盤の形成を目的に児童館内・法人立保育園内の2ヶ所に地域子育て支援センターを設置しています。

地域子育て支援センターでは、子育て家庭が育児に楽しさを感じることができるようになることを目的に実施している事業の中で、読み聞かせを行ったり、子どもの発達に応じた絵本を紹介したり、展示したりしています。

また、定期的に発行している広報誌“きらきら”“ほのぼの”に絵本紹介をし、読み聞かせの大切さを保護者に啓発しています。

子どもへの接し方に悩み、精神的なゆとりが少なくなっている保護者も増えてきている中で、本を読むことを通して、「子育て」・「親育て」につながる活動を推進する必要があります。

【取組】

- ・活動の中で、子どもを膝の上のにせ、ゆったりと本を読んで過ごす体験をする機会を設け、保護者の心の安定が、子どもの心の安定につながるという相乗効果を実感してもらえるようにしていきます。
- ・読み聞かせは、「こうでなければならない」ということはなく、まず保護者自身が自然な感覚でそれを楽しむことが大切であることを啓発します。
- ・幼稚園・保育園・幼稚園・児童館等の子育て支援担当者と連携を取りながら、子育て家庭へ、絵本の読み聞かせ活動を進めていきます。
- ・関係機関と連携を取り、子どもの育ちに合った絵本が選定できるように、保護者に啓発をしていきます。
- ・サークル支援を行い、読み聞かせ活動を進めていけるようにします。
- ・職員の資質向上をめざし、積極的に研修・講演会に参加します。また、子育て支援の中核として情報発信をしていきます。

(2) 児童館における子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

栗東市は、児童の健全育成を目的として、市内の18歳未満のすべての児童や保護者等が利用できる児童館を小学校区ごとに9館設置し、栗東市児童館運営基本方針に基づき運営しています。子どもたちの遊び場が減少している中、安全・安心な遊びの場を提供するための施設です。また、子ども・保護者同士のつながりが持てる場や子育ての相談や悩みを話せる場となるよう、子育て支援活動などを展開しています。

情操を豊かにすることをねらい、各館に図書室・図書コーナーを設け、来館者に本の閲覧の場を提供し、貸出も行っています。対象年齢の幅が広いいため、子どもたちがふれる絵本や児童書をはじめとして、保護者への子育て支援の育児書なども取り扱っています。また、就学前の親子や小学生を対象とした本の読み聞かせなども行っています。

一方、利用される方が多くなってきていることから、図書の傷みが激しくなってしまうたり、図書管理が難しくなってきたりしていることが課題です。

【取組】

ア 読書スペースの確保・図書の貸出

- ・子どもたちが気軽に本にふれ、本に対する興味を高められるように、わかりやすい書架整理や展示に取り組みます。

- ・本の貸出を行うことで、家庭での読書の機会を提供し、読書への関心や親子でのふれあいにつながるようにします。

イ 読書活動を推進する働きかけ

- ・就学前の子どもや保護者、小学生を対象として、読書に対する興味につながるように、おはなし会など本の読み聞かせを実施します。
- ・季節に応じた図書、年齢発達に応じた図書等のおすすめ図書コーナーを設けるなどして本の紹介を行い、関心を引くような情報提供をしていきます。

ウ ボランティア交流の充実

- ・地域のすべての児童を対象としたおはなし会の開催にあたっては、読み聞かせグループとの連携を図るとともに、同年齢・異年齢の児童の交流や世代・地域を越えた読書への親しみにつながるような自主企画を行います。

(3) ひだまりの家における子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

ひだまりの家は、子どもから高齢者まで一人ひとりが幸せに生きていく権利や、すべての人が生まれながらに持っている基本的な権利が保障され、すべての市民が人権文化を構築するための「福祉と人権のまちづくり」の発信拠点としての役割を果たすために設置されています。

子どもたちを取り巻く環境の変化がその健全育成の上で大きな社会問題となる中で、子どもたちが本に親しみ、情操感覚を培うための環境を整える必要があります。

ひだまりの家では、『ゆめのくに』という図書コーナーを設けています。

『ゆめのくに』は、絵本を中心によみものやコミック、人権図書など9, 218冊（平成18年度末現在）を所蔵しており、周辺の大宝西小学校や栗東西中学校の子どもたちや親子が主に利用されています。

また、読書の楽しさや習慣化を進めるためにおはなし会を実施したり、親子のふれあい事業の中で絵本の紹介や読み聞かせなどを行ったりしています。図書の貸出は1回に5冊まで1週間と定めていますが、平成18年度は6, 857冊が利用されました。

【取組】

- ・就学前の親子を対象としたふれあい事業において、読み聞かせを推進します。
- ・小学生を中心とした事業において、読書活動を実施し、読書の楽しさが身につくよう取り組みます。
- ・新刊についてのお知らせを“ひだまりの家だより”に掲載し、リピーターや新規登録者の拡大を図ります。
- ・学区の保・幼・小・中学校、児童館、栗東西図書館との連携を一層密にし、『ゆめのくに』の利用を促進します。
- ・『ゆめのくに』の蔵書をさらに整備し、利用者の利便性を高めます。

(4) 公民館等における子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

本を好きな子どもは多い反面、読みたい本をなかなか見つけることができない子どももいます。本を選ぶことに対する支援を行っていく必要があります。

中央公民館では、滋賀県が作成・送付される絵本や児童書の紹介冊子を、乳幼児健診を主管する健康増進課や各小学校へ配付しています。この冊子は、本を選ぶためのガイドブックとして活用されています。

また、生涯学習活動団体の登録に基づき公民館等を利用してもらうことにより、子どもの読書活動を行うグループに活動の場を提供しています。

【取組】

- ・生涯学習活動団体の制度の周知を図り、子どもの読書活動を行うグループを支援します。
- ・子どもの読書活動を行うグループが、一定の要件を満たせば助成申請することのできる「子どもゆめ基金」の周知を図ります。
- ・家庭教育支援事業において、読み聞かせや読書の重要性を啓発していきます。

(5) 文庫・ボランティア団体における子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

大人に比べ、自力で出かけられる範囲の狭い子どもにとって、身近に本に親しめる場所・機会があるのは大切なことです。

栗東市内では、7つの文庫が運営されており、地域の子どもたちへの本の

貸出や、おはなし会などが行われています。おはなし会は、文庫内に留まらず、地域の子ども会・児童館などでも行われており、地域に密着した活動となっています。この7つの文庫が集まる栗東子ども文庫連絡会では、文庫同士の交流・情報交換を図るとともに、「文庫まつり」や講演会などの活動を行っています。

また、読み聞かせやおはなし会を行うボランティア団体もあります。市内全域から特定の地域・学校まで、活動の規模は様々ですが、地域や学校等で行われるおはなし会は、読書に関心の低い子どもに対しても、おはなしの楽しさに気づき、読書に親しむきっかけとなり、子どもの読書活動の推進に大きく寄与しています。

新たにボランティアを始めたいと考えている人も潜在的に相当数おられると推測され、こうした人とボランティアを受け入れたい団体や施設をつないでいくことが必要となっています。

【取組】

- ・文庫活動を支援し、子どもたちが地域で多様な本に出会える環境づくりに努めます。
- ・文庫活動や読み聞かせボランティアを支援するため、これからボランティア活動をしたいと考えている人や読み聞かせボランティアを受け入れたい施設の情報を提供します。
- ・図書館において、読み聞かせ用大型絵本や図書館資料、紙芝居などを充実し、貸出を行います。
- ・国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金」の周知に努め、子どもの読書活動を推進する活動の充実を促します。

5 市立図書館における子どもの読書活動の推進

【現況・課題】

栗東市は、市内に2つの図書館を設置しています。また、移動図書館『みどり号』で幼稚園・保育園6園と聾話学校を巡回し、子どもが身近な場所で図書館を利用できるよう努めています。

図書館では、平成18年度末現在324,170冊の図書を所蔵しており、その24.7%にあたる80,072冊が児童書にあたります。この中から子どもが必要としている本を手渡すために、職員には専門的知識を持った司書を配

置し、読書案内・レファレンス（※2）を行っています。

平成18年度、児童書の貸出冊数は297,769冊、12才以下の市民一人あたり28.0冊となりました。

また、図書館では、子どもたちに本・図書館に親しんでもらうため、定期的なおはなし会等を実施するほか、各小学校へ出向いての一年生に対する利用案内を兼ねたおはなし会や子ども一日図書館員などの事業の実施、テーマ別の本の展示やブックリストの作成などを行っています。

一方で、図書館から遠く、移動図書館の運行もない地域では、身近な場所で図書館を利用できず、利用の機会が少ない子どもたちもいます。交通手段の少ない子どもたちが気軽に図書館を利用するためには、身近な場所で利用できるようにすることが重要であり、このことが現在の課題となっています。

【取組】

ア 蔵書の充実・利用しやすい環境の整備

- ・子どもが求める本、子どもに読書の楽しさを伝える本を幅広く収集し、子どもにとって魅力ある蔵書の構築を図ります。
- ・子どもたちが自由に本を探し、落ち着いて本を読める快適な環境や空間づくりに取り組みます。
- ・一人では来館できない子どもが身近な場所で図書館を利用できるよう、移動図書館を運行します。また、効果的な運行を目指し、毎年コースの見直しをします。
- ・子どもたちが地域で多様な本に出会える環境づくりのため、地域で本の貸出などを行っている子ども文庫活動を支援します。

イ 司書の配置と専門性の向上

- ・専門的知識を持った司書を配置し、児童書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、読み聞かせボランティアの育成や学校図書館（室）への助言などを行います。
- ・積極的な研修への参加など、司書の専門的知識・技術の研鑽をしていきます。

ウ 子どもと本の出会いの場の提供

- ・定期的なおはなし会の開催など、子どもたちに本の楽しさを伝える機会を提供します。

※2 レファレンスとは、図書館で資料・情報を求める利用者に対し、図書館司書が検索の援助、資料の提供などを行うサービスをさします。

- ・小学一年生への利用案内を兼ねたおはなし会、子ども一日図書館員などを実施し、図書館への理解を深め、図書館利用の契機となるよう PR を行います。
- ・季節毎に、テーマによる図書の展示を設けるなど、子どもと本の出会いの場を提供します。
- ・「子ども読書の日」には、その趣旨に沿った案内・行事を行います。

エ 児童書に関するレファレンス・読書相談の充実

- ・子どもと、子どもの読書に携わる市民に対し、レファレンス・読書相談を行います。また、子ども向け図書館だより、読書案内のためのリストなどを作成します。
- ・子ども文庫活動や読み聞かせボランティア団体に対する支援・協力を行います。また、読み聞かせの技術を学ぼうとする市民に対し、その援助を行います。
- ・子どもの読書と児童書に関する図書のコーナーを設けます。

オ 障害のある子どもや外国人児童生徒に対する図書館サービスの充実

- ・障害のある子どもや外国人児童生徒の利用にも応えられる資料の収集・提供を図ります。
- ・聾話学校への移動図書館の巡回、館内での利用のサポート、外国語利用案内の作成など、障害のある子どもや外国人児童生徒にも使いやすい環境の整備を進めます。

カ 情報化の推進

- ・児童書の所蔵・貸出情報や、おはなし会の開催情報等、子どもの読書活動を推進する上で必要な情報を広く提供するため、図書館内に利用者用検索端末を設けるとともに、インターネット上で蔵書検索・おはなし会等の情報提供のできるシステムを維持します。また、図書館ホームページ内に子ども向け案内ページを設け、図書館の基本サービスについての情報を発信します。

6 連携による子どもの読書活動の推進

関係機関がそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、連携を深め、情報を共有し、協力し合うため、子ども読書活動推進ネットワーク会議を設けます。

それぞれが有する物的資源・人的資源・システムを、柔軟な発想によりお互

いに利用し、有効活用していきます。

7 予算上の措置

栗東市は、財政状況に鑑みて適切な範囲内で、この計画の具現化に必要な予算措置を講じるよう努めます。

8 進捗管理

この計画全体の実現に向けて、数値で表した進捗管理表を作成し、毎年、これに基づいた進捗管理を行い、その結果を栗東市のホームページに公表します。

第4章 子どもの読書活動推進のための指標

この計画の具現化の状況を数値化して把握するため、次の指標を設定します。

番号	指標名	現状 (年度)	目標 (平成24年度)
1	1ヶ月間に1冊も本を読まなかった小学生（4～6年生）の割合	5.0% (平成19年度)	0%
2	1ヶ月間に1冊も本を読まなかった中学生の割合	59.3% (平成19年度)	20.0%